

明治安田日本債券オープン (年1回決算型) (愛称：しあわせ宣言 (年1回決算型))

**7月30日-31日の日銀金融政策決定会合を受けて**

7月30日-31日に日銀の金融政策決定会合が開催されました。  
当レポートでは、当会合の概要および今後の運用戦略などについて説明します。

**1. 政策金利は据え置き、次回利上げは後ズレし年末頃へ**

- 7月30日-31日に開催された日銀の金融政策決定会合は、事前の報道通り、日銀は慎重な姿勢を維持し、政策金利の変更はありませんでした。ただし、米国との関税交渉の合意によって、不確実性はある程度緩和されたと考えられます。
- 今回の展望レポートで示された政策委員の見通しでは、トランプ関税の影響などから海外経済が減速し、日本企業の収益も下押しされる見通しで、実質GDP見通しは2025年度、2026年度は下振れのリスクを警戒しています。
- 一方、2%の物価安定の目標の実現時期については、2027年度以降としています。物価見通しのリスクは概ねバランスしているとし、継続的な値上げなどにより、企業の賃金・価格設定行動が以前とは異なってきた可能性が指摘されています。
- 利上げ打ち止めの目安となる中立金利については、幅を持たせた見方が求められますが、下限は1%程度が一つの目安になると考えられます。現状は依然として実質金利が極めて低く、金融緩和度合いが強い状態にありますので、2025年度、2026年度に1回ずつの利上げが実施され、2%の物価安定の実現が視野に入る2027年度には1%の政策金利水準となることを予想しています。
- そのため、次回利上げ時期は、トランプ関税引き上げによる経済の下振れリスクを点検しながら、早ければ2025年10月、夏場以降に経済の鈍化が目立つようであれば年明けの2026年1月頃に実施されると予想します。

**日本の政策金利と10年国債利回りの推移**



**日銀政策委員の見通し (中央値)**

期間：2025年度～2027年度、年次

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
<b>2025年度</b>	<b>+0.6%</b>	<b>+ 2.7%</b>
2025年1月時点見通し	+1.1%	+ 2.4%
<b>2026年度</b>	<b>+0.7%</b>	<b>+ 1.8%</b>
2025年1月時点見通し	+1.0%	+ 2.0%
<b>2027年度</b>	<b>+1.0%</b>	<b>+ 2.0%</b>

出所：日本銀行、ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書 (交付目論見書)」をご覧ください。

※上記は過去の実績および作成時点での弊社見解であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

## 2. 超長期国債市場と今後の運用戦略について

### ■ 超長期国債市場について

#### 2025年の超長期国債の利回りは上昇しているが、行き過ぎた超長期の金利上昇は徐々に解消へ

- 2025年に入り、超長期国債市場では、生命保険会社などが買い控えたことによる需給悪化、財政拡張への懸念、日銀の国債買入れ縮小などの要因が重なり、利回りは上昇しました。30年国債利回りで見ると、節目となった3%を上回る水準に上昇しています。
- しかし、財務省が生命保険会社の需要減少を考慮し、30年債、40年債の発行額を減額する需給調整を進めていることなどを勘案すると、超長期国債市場は徐々に落ち着きを取り戻していくと考えられます。また、政府与党が議席数を減らした影響で消費税減税などの財政拡張策をとるとの見方は実現性が低いと考えており、超長期国債の行き過ぎた金利上昇は解消されるとみています。

#### 日本の30年国債利回りの推移



### ■ 今後の運用戦略

#### 金利戦略では、収益機会拡大局面と捉え、柔軟にポジションを調整 クレジット戦略では、社債をオーバーウェイトする方針を継続

- 金利戦略（デュレーション戦略およびイールドカーブ戦略）では、当面市場変動率が高止まりするなかで市場の行き過ぎが生じやすく、収益機会が増加すると予測しています。そのような局面を捉え、適宜ポジションを調整することで収益拡大に努めます。
- クレジット市場は各国通商政策の影響など、不確実性は依然として高いものの、投資家需要は根強く、クレジット市場は堅調に推移すると予想します。クレジット戦略では、キャリー効果の獲得の可能性が高い短期・中期ゾーンで相対的にスプレッドが厚い社債を、銘柄選別した上で組み入れ、オーバーウェイトを継続します。

デュレーション戦略：	市場変動率が高まるなか、柔軟にポジション調整
イールドカーブ戦略：	流動性を見極めながら、慎重にポジション構築
クレジット戦略：	社債をオーバーウェイト

### 3. 基準価額の推移

#### しあわせ宣言（年1回決算型）の基準価額推移



#### 2024年12月末以降の推移



出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の10,000口あたりの値です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※上記はあくまで過去の実績および作成時点での弊社見解であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

## ファンドの特色

※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

明治安田日本債券オープン（年1回決算型）は、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。



### 特色1 NOMURA – BPI総合をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

※NOMURA – BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。



### 特色2 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。



### 特色3 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本とし、ファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デレーションの調整、イールドカーブ ポジショニングのコントロールを行います。

※公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

## 分配方針

年1回（4月10日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。

これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### 〈主な変動要因〉

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーフンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## 手続・手数料等

※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2018年7月17日設定）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年4月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益が課税対象となります。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象です。販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																					
購入時手数料	購入価額に、 <b>1.1%（税抜1.0%）</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。																																				
信託財産留保額	ありません。																																				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																					
運用管理費用 （信託報酬）	<p>ファンドの純資産総額に対し、<b>年0.198%～0.715%（税抜0.18%～0.65%）</b>の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th colspan="5">料率（年率）</th> </tr> <tr> <th>新発10年国債利回り*</th> <th>1%未満の場合</th> <th>1%以上 2%未満の場合</th> <th>2%以上 3%未満の場合</th> <th>3%以上 5%未満の場合</th> <th>5%以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.055% (税抜 0.05%)</td> <td>0.11% (税抜 0.1%)</td> <td>0.176% (税抜 0.16%)</td> <td>0.264% (税抜 0.24%)</td> <td>0.308% (税抜 0.28%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.11% (税抜 0.1%)</td> <td>0.22% (税抜 0.2%)</td> <td>0.33% (税抜 0.3%)</td> <td>0.352% (税抜 0.32%)</td> <td>0.363% (税抜0.33%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="5">0.033% (税抜 0.03%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.198% (税抜 0.18%)</td> <td>0.363% (税抜 0.33%)</td> <td>0.55% (税抜 0.5%)</td> <td>0.66% (税抜 0.6%)</td> <td>0.715% (税抜0.65%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該計算期間において適用します。 ※支払い先の役務の内容は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。</p>	配分	料率（年率）					新発10年国債利回り*	1%未満の場合	1%以上 2%未満の場合	2%以上 3%未満の場合	3%以上 5%未満の場合	5%以上の場合	委託会社	0.055% (税抜 0.05%)	0.11% (税抜 0.1%)	0.176% (税抜 0.16%)	0.264% (税抜 0.24%)	0.308% (税抜 0.28%)	販売会社	0.11% (税抜 0.1%)	0.22% (税抜 0.2%)	0.33% (税抜 0.3%)	0.352% (税抜 0.32%)	0.363% (税抜0.33%)	受託会社	0.033% (税抜 0.03%)					合計	0.198% (税抜 0.18%)	0.363% (税抜 0.33%)	0.55% (税抜 0.5%)	0.66% (税抜 0.6%)	0.715% (税抜0.65%)
	配分	料率（年率）																																			
新発10年国債利回り*	1%未満の場合	1%以上 2%未満の場合	2%以上 3%未満の場合	3%以上 5%未満の場合	5%以上の場合																																
委託会社	0.055% (税抜 0.05%)	0.11% (税抜 0.1%)	0.176% (税抜 0.16%)	0.264% (税抜 0.24%)	0.308% (税抜 0.28%)																																
販売会社	0.11% (税抜 0.1%)	0.22% (税抜 0.2%)	0.33% (税抜 0.3%)	0.352% (税抜 0.32%)	0.363% (税抜0.33%)																																
受託会社	0.033% (税抜 0.03%)																																				
合計	0.198% (税抜 0.18%)	0.363% (税抜 0.33%)	0.55% (税抜 0.5%)	0.66% (税抜 0.6%)	0.715% (税抜0.65%)																																
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0022%（税抜0.002%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更されることがあります。</p>																																				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# “愛称” しゃわせ宣言 (年1回決算型)

- 委託会社 (委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社・・・ファンドの運用の指図等を行います。  
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第405号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 (受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社・・・・・・・ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

## 【販売会社一覧】

お申込み・投資信託説明書 (交付目論見書) のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	
<b>銀行</b>						
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第633号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第7号	○			○
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第117号	○			○
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長 (登金) 第6号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第5号	○			○
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第5号	○			○
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第3号	○			
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第6号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第45号	○			○
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第11号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第7号	○			○
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第10号	○			
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第33号	○	○		○
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第12号	○			○
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第6号	○			○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第10号	○			○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第10号	○			○
<b>証券会社</b>						
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第67号	○	○		○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長 (金商) 第37号	○			※
十六TT証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第188号	○			
東海東京証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第1977号	○			
ほくほくTT証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	北陸財務局長 (金商) 第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○			○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	中国財務局長 (金商) 第8号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○		○	○

※現在新規販売を停止しております。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

## 明治安田アセットマネジメント

商号等 : 明治安田アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第405号  
加入協会 : 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

- ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

**明治安田アセットマネジメント株式会社**

電話番号 0120-565787 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時) ホームページ <https://www.myam.co.jp/>

### 当資料に関してご留意いただきたい事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書 (交付目論見書) の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。